

内閣参質一九二第一七号

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国の対北朝鮮措置の効果について、一概に申し上げることは困難であるが、北朝鮮向けの支払の原則禁止を含む本年二月から実施してきている対北朝鮮措置は、北朝鮮の厳しい経済状況を併せ考えた場合、一定の効果を及ぼしていると考えており、政府として、お尋ねのような「欠陥がある」との認識は有していない。

三及び五について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。

四について

お尋ねの「北朝鮮による核・ミサイル開発を阻止するために北朝鮮における人権侵害問題を持ち出す米国の姿勢」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

